

ごうぎん後見支援預金規定

本預金は、株式会社山陰合同銀行（以下「当行」という。）の定める「普通預金規定」「決済用普通預金規定」に加え、以下の規定を定めるところにより取扱います。

1.（利用対象者）

- （1）本預金は、預金者の財産を保護するため、預金者の（未）成年後見人（以下「後見人」という。）に対し、家庭裁判所が指示書を発行する場合に限り、利用できるものとします。
- （2）本預金に関する一切の法律行為は、別途届け出る預金者の後見人が行うものとします。
- （3）第5条第1項に定める手数料の支払がない場合、当行は、この預金の申込を承諾しないことがあります。
- （4）後見人は、預金者のため必要が生じた場合、家庭裁判所に対し、必要な金額および理由を記載した指示書の発行を求めるものとします。
- （5）後見人は、預金者のために本預金を利用するにあたり、家庭裁判所の指示・監督に適切に従うものとします。

2.（取引方法にかかる特約）

- （1）本預金は、後見人が指示書を添付のうえ当行所定の手続きを行う場合に限り、次の各号に掲げる取引を行うものとします。
 - ①本預金口座からの払戻し
 - ②本預金口座からの定額自動送金の設定および変更
- （2）前項の規定にかかわらず、指示書に記載された有効期限の経過その他の合理的事情がある場合は、取引をお断りすることがあります。
- （3）本預金は、当行の山陰両県内の店舗でのみ申込み・利用いただけます。

3.（届出事項に変更があった場合の取扱）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、各号に定めるものが当行にただちに連絡のうえ、当行所定の手続きを行うものとします。この手続きが遅れたために生じた損害について、当行は責任を負いません。

- ①通帳または届出の印章の喪失：後見人
- ②預金者の住所、その他の届出事項の変更：後見人
- ③後見人の選任および資格喪失：後見人
- ④後見人の印章、住所その他の届出事項の変更：後見人
- ⑤預金者の死亡の事実：後見人または預金者の相続人
- ⑥預金者の後見開始取消審判の確定：預金者または後見人
- ⑦預金者が未成年被後見人であった場合、成年となった事実：預金者

4.（各種取引の制限）

本預金は次に掲げる取引の利用はできません。

- ①キャッシュカードの発行
- ②インターネットバンキングの利用
- ③公共料金等の自動支払い
- ④A T Mの利用
- ⑤給与・年金・配当金等の自動受取

5. (手数料)

- (1) 本預金の利用を開始する場合は、当行所定の手数料を当行に支払うものとします。
- (2) 利用開始後、次年度以降は、当行所定の料金により1年分を前払いするものとし、毎年当行所定の日に本預金口座から所定の手続きを省略し、自動的に引落します。
- (3) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は変更日以降最初の引落分から適用します。
- (4) 利用開始後次年度以降に本預金を解約される場合は、解約日の属する月の翌月から前払いした期間までの手数料を月割計算により返戻します。

6. (解約)

- (1) 本預金契約を解約する場合は、指示書とともに通帳を持参のうえ、当行にお申し出ください。ただし、次の各号に該当する場合には、指示書を提出する必要はありません。
 - ①預金者が死亡した場合や未成年の預金者が成人に達した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となったとき
 - ②本預金口座の残高が第2条に定める1回の定額自動送金の金額に満たなくなったとき
- (2) 次の各号に該当する場合には、当行は本預金契約を解約できるものとします。なお、本項による解約を行った場合、解約事由とともに家庭裁判所に報告させていただくことがあります。
 - ①預金者が死亡した場合や未成年の預金者が成人に達した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となったとき
 - ②本預金口座の残高が第2条に定める1回の定額自動送金の金額または第5条に定める当行所定の手数料金額に満たなくなったとき
 - ③普通預金規定に基づいて解約を行うとき
 - ④法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行が本預金の継続的な提供が困難であると判断した場合。
- (3) 本特約が前二項の規定により終了する場合において、未払いの手数料があるときは、当行は通帳および払戻請求書によらずに本預金または普通預金口座から払戻しのうえ、未払手数料の支払に充てることができるものとします。

7. (適用条項)

- (1) 本規定に定めのない事項については、「普通預金規定」「決済用普通預金規定」が適用されるものとします。
- (2) 本規定と「普通預金規定」「決済用普通預金規定」が抵触する場合には、この規定が優先して適用されるものとします。
- (3) 本規定および「普通預金規定」「決済用普通預金規定」に定めのない事項が発生した場合は、当

行と協議のうえ決定します。

8. (規定の変更)

- (1) 本規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日までは、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以 上

2020年10月1日現在
預 713 (2020.10 制) <2020.10>